

## 入札保証金について

○入札保証金の額は、見積る契約金額の100分の5以上とします。

見積もる契約金額とは、消費税を含む金額です。

なお、入札保証金の額が足りなかった場合、その入札は無効となります。

入札するときに保証金が納付済みであることを証する書類を提出しなければなりません。

○現金納付書による方法

- ①第4号様式の入札保証金納付書発行依頼書及び債務者登録票に必要事項を記入し、令和8年3月25日（水）正午までに沖縄県保健医療介護部地域保健課（以下「地域保健課」という。）へ提出する。（先にFAXした後に原本提出可）
- ②現金納付書を地域保健課で受け取り、現金納付書に記載されている銀行等機関で入札保証金を納める。
- ③現金納付先の銀行等から受領書を受け取る。
- ④令和8年3月31日（火）午後5時までに、地域保健課へ受領書の写しを提出する。

○入札保証金の還付

落札しなかった場合は、第5号様式の入札保証金還付請求書を地域保健課に提出し、地域保健課は約2週間後に指定された口座に振り込む。

落札した場合は、納付すべき契約保証金に充当することができる。充当しない場合は、契約保証金を徴収後、先に納付済みの入札保証金を還付する。

※落札した場合、契約金額の100分の10以上を契約締結前に納付しなければならない。